

2015年版 加藤光大の社労士合格レッスン 要点整理  
【法改正・正誤のお知らせ】

(3670)

平成27年6月25日  
 (株)住宅新報社  
 出版・企画グループ  
 TEL.03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正等による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P15 (2)の表中③	システムアナリスト試験合格者、 アクチュアリー試験合格者	<b>ITストラテジスト試験合格者</b> 、 システムアナリスト試験合格者、 アクチュアリー試験合格者
P40 「休憩の特例」の 表中「自由利用の除外」 欄 2つ目の●の末尾 に行を改めて追加	● 居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除きます）（許可不要）	
P128 「支給額」欄の 表中並びに参考	104,290 円	<b>104,570 円</b>
	56,600 円	<b>56,790 円</b>
	52,150 円	<b>52,290 円</b>
	28,300 円	<b>28,400 円</b>
P166 check の1つ目 の☑1行目	やむを得ない理由があるときを除き、	削除
P216 「有期事業の一 括」欄③下2、1行目	1億9,000万円未満	<b>1億8,000万円未満</b>
P217 check の4つ目 の☑の末尾に行を改めて追加	☑ 要件③の「請負金額」は、消費税等相当額を除いた額（以下、同じ）。	
P218 ㊦2行目	1億9,000万円以上	<b>1億8,000万円以上</b>
P220 (2)の「㊦ ※ 請負金額」の表中「原則」 欄末尾の「代金」の後に 追加	(消費税等相当額を除いた額。以下、同じ)	
P220 「㊦ ※ 請負 金額」の表中「例外」2 行目	損料相当額	損料相当額（消費税等相当額を除きます）
P220 「㊦ ※ 請負 金額」の表中「例外」5 行目	その価額相当額	その価額相当額（消費税等相当額を除きます）
P221 check の1つ目 の☑の1行目	(55区分)	(54区分)

P222 (5)表中	平成 26 年度	平成 27 年度							
P235 (1)②の 2 つ目の ●1 行目	1 億 2,000 万円以上、	<b>1 億 1,000 万円以上、</b>							
P262 「労働者派遣事 業報告書の集計結果」表 題部記載	(平成 25 年 6 月 1 日現在の状況)	(平成 26 年 6 月 1 日現在の状況)							
P262 「労働者派遣事 業報告書の集計結果」の 1 つ目の●	約 127 万人	約 <b>126 万人</b>							
P262 「労働者派遣事 業報告書の集計結果」の 1 つ目の●	<b>5.3%減</b>	<b>1.4%減</b>							
P295 check の 1 つ目 の☑3 行目	定める額以上	定める額 <b>(1,075 万円)</b> 以上							
P374 2 つ目の check の 3 つ目の☑5 行目	審議会	審議会 <b>(地方年金記録訂正審議 会)</b>							
P383 (3)1 つ目の●末 尾に追加	(平成 27 年度の価額=780,100 円)								
P384 末尾に追加	☐ 平成 27 年度の改定率=0.999								
P385 「調整期間にお ける改定率の改定の特 例」の表中「調整率」欄 の末尾に追加	(平成 27 年度の調整率=0.991)								
P392 末尾の表中「子 2 人目まで」欄	224,700 円 × 改定率	224,700 円 × 改定率 <b>(平成 27 年度価額=224,500 円)</b>							
P392 末尾の表中「子 3 人目以降」欄	74,900 円 × 改定率	74,900 円 × 改定率 <b>(平成 27 年度価額=74,800 円)</b>							
P402 「脱退一時金の 額」の表中「平成 26 年 度価額」欄を差替え	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; text-align: center;"><b>平成 27 年度価額</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">46,770 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">93,540 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">140,310 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">187,080 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">233,850 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">280,620 円</td> </tr> </table>		<b>平成 27 年度価額</b>	46,770 円	93,540 円	140,310 円	187,080 円	233,850 円	280,620 円
<b>平成 27 年度価額</b>									
46,770 円									
93,540 円									
140,310 円									
187,080 円									
233,850 円									
280,620 円									
P405 「保険料改定率」 の表中	平成 26 年度	<b>平成 27 年度</b>							

P405 「保険料改定率」の表中	0.947	<b>0.952</b>
P405 「保険料改定率」の表中	平成 27 年度	<b>平成 28 年度</b>
P405 「保険料改定率」の表中	0.952	<b>0.976</b>
P406 冒頭の[P] 内を差替え	平成 27 年度の保険料の額 : 16,380 円 × 0.952 ≒ 15,590 円 平成 28 年度の保険料の額 : 16,660 円 × 0.976 ≒ 16,260 円	
P441 [参考] を差替え	[参考] 平成 27 年度の従前額改定率は、1.000 (昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれ) 又は 0.998 (昭和 13 年 4 月 2 日以降生まれ) とされています。	
P447 冒頭の[P] 4 行目	平成 26 年度	平成 27 年度
	46 万円	<b>47 万円</b>
P450 表中「改定率」欄	0.985 (平成 26 年度)	<b>0.999 (平成 27 年度)</b>
P451 (5)各表中	46 万円	<b>47 万円</b>
	平成 26 年度	平成 27 年度
P459 下の[P] 4 行目	1,153,800 円	<b>1,170,200 円</b>
	平成 26 年度	平成 27 年度
P495 下の check の 5 つ目の☑の次に行を改めて追加	☑ 当該年度の最初の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以降は、保険料の賦課決定をすることはできません。	
P 500 2 つ目の[P] 9 行目	(要支援認定は 3 月間から 11 月間)	削除
P503 上の check の 4 つ目の☑の次に行を改めて追加	☑ 当該年度の最初の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以降は、保険料の賦課決定をすることはできません。	
P506 [条文]の冒頭「児童手当法は、」の後に追加	子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、	
P506 末尾の[参考]	削除	
P507 「定義」の表中「児童」欄 2 行目	その他省令	その他 <b>内閣府令</b>
P508 上から 2 つ目の check の 6 つ目の☑の 1 行目	市町村長は、	市町村長は、 <b>地方税の滞納処分の例により、</b>

P508 上から 2 つ目の check の 6 つ目の <input checked="" type="checkbox"/> の末尾に行を改めて追加	⇒ この規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎます。	
P508 (4)表中「負担割合」欄	一般事業主	抛出金
P508 末尾の <input type="checkbox"/>	削除	
P509 1 行目	法 22 条の 2～22 条の 4	法 20 条～22 条
P509 (5)表中「時効」欄 1 行目	抛出金その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける	不当利得の徴収の規定による徴収金を徴収する
P509 (5)表中「保育料」欄 1 行目	保育料	保育費用
	扶養義務者であるとき	扶養義務者又は滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者であるとき
P509 § 7(1)1 行目	(法 2 条)	(法 2 条、2 条の 2)
P510 上の表中⑥の 3 行目	60 万円超	120 万円超
P510 (2)の上に追加	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができます〔補佐人制度〕。 <b>check</b> この陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみなします ⇒ 当事者又は訴訟代理人がこの陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、自らしたもののみなしません。	
P512 2 つ目の <input type="checkbox"/> の末尾に行を改めて追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社労士法人は、補佐人制度の規定により社会保険労務士が処理することができる事務を、その社員又は使用人である社会保険労務士（社員等）に行わせる事務の委託を受けることができます。</li> <li>⇒ この場合、社労士法人は、委託者に、当該社労士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければなりません。</li> </ul>	
P522 § 10(1)①の表中「社会保険審査官」欄 2 行目末尾に行を改めて追加	⇒ 社会保険審査官をもって充てる総括社会保険審査官を 1 人置きます。	
P522 check の 4 つ目の <input checked="" type="checkbox"/> の末尾に行を改めて追加	<input checked="" type="checkbox"/> 総括社会保険審査官 ⇒ 命を受けて審査請求に関する事務を行い、及び社会保険審査官の行う事務を総括します。	

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P39 上5行目	6 カ月以内ごとに 1 回	<b>6 カ月以内に 1 回</b>
P197 <input type="checkbox"/> 2行目	P195(1)①	P195(1)②
P198 上の check の 2 つ目の <input checked="" type="checkbox"/> 1行目	末日から	末日の <b>翌日</b> から